

個人情報保護条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年12月12日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第60号

個人情報保護条例の一部を改正する条例

個人情報保護条例（平成13年岩手県条例第7号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(適用除外)</p> <p>第69条 次に掲げる個人情報については、この条例の規定は、適用しない。</p> <p><u>(1) 統計法（昭和22年法律第18号）第2条に規定する指定統計を作成するために集められた個人情報</u></p> <p><u>(2) 統計法第8条第1項の規定により総務大臣に届け出られた統計調査によって集められた個人情報</u></p> <p><u>(3) 統計報告調整法（昭和27年法律第148号）の規定により総務大臣の承認を受けた統計報告（同法第4条第2項に規定する申請書に記載された専ら統計を作成するために用いられる事項に係る部分に限る。）の徴集によって得られた個人情報</u></p> <p>2 [略]</p>	<p>(適用除外)</p> <p>第69条 次に掲げる個人情報については、この条例の規定は、適用しない。</p> <p><u>(1) 統計法（平成19年法律第53号）第2条第6項に規定する基幹統計調査及び同条第7項に規定する一般統計調査に係る調査票情報（同条第11項に規定する調査票情報をいう。第3号において同じ。）に含まれる個人情報</u></p> <p><u>(2) 統計法第2条第8項に規定する事業所母集団データベースに含まれる個人情報</u></p> <p><u>(3) 統計法第24条第1項の規定により総務大臣に届け出られた同法第2条第5項に規定する統計調査に係る調査票情報に含まれる個人情報</u></p> <p><u>(4) 統計法第2条第1項に規定する行政機関（以下この号において「行政機関」という。）が同法第29条第1項の規定に基づき他の行政機関から提供を受けた同法第2条第10項に規定する行政記録情報に含まれる個人情報</u></p> <p>2 [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。